

償却資産の申告は2月1日までに提出してください

建設業や製造業、不動産賃貸業、農業、漁業、飲食業などの事業を営む個人・法人で市内に事業用償却資産を所有されている場合は、地方税法の規定により、当該償却資産の申告が義務付けられています。

固定資産税の申告対象となる償却資産は、税務会計上、減価償却資産の対象と定められている事業用の資産です。具体例として、事業所の備品、工場の機械・装置、屋外看板、駐車場の舗装、受変電設備などが対象となります。

ただし、右のいずれかに該当する資産については、申告する必要はありません。

●申告方法

令和3年1月1日現在で、市内に所有している償却資産について、令和3年2月1日(月)までに市役所税務課または総合分庁舎市民窓口課へ申告書を提出してください(郵送での提出もできます)。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した中小事業者等の所有する、償却資産・事業用家屋の令和3年度分の固定資産税の軽減措置を申請される場合は償却資産の申告と合わせて申請してください。制度の詳細は市公式ホームページをご覧ください。

償却資産の申告の必要がないもの

- (1)土地および家屋
- (2)自動車税または軽自動車税の課税対象となっている車両
- (3)無形固定資産(営業権など)
- (4)耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満のもので、国税(法人税・所得税)の申告の際に一時損金または必要経費として計上している資産
- (5)取得価額が20万円未満のもので国税の申告の際に3年間の一括償却で処理している資産

問 市役所税務課資産課税係[内線132~134]

国民健康保険 医療費通知(医療費のお知らせ)について

市では、国民健康保険加入者の医療費総額などについてお知らせする「医療費のお知らせ」を2ヶ月に一度、医療機関等を受診した方がいる世帯の世帯主へ送付しています。これは、健康に対する認識を深めていただき、医療機関にてお支払いいただいた自己負担分を除いた医療費が、国民健康保険制度から支払われていることを理解していただくことを目的としています。

●通知の内容

診療を受けた方の氏名、受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額(10割の金額で表示)、自己負担額が記載されています。

※診療を受けた記録がない場合は発行されません。

●確定申告に係る医療費控除について

医療費控除の申告の際に「医療費のお知らせ」を「医療費控除の明細書」として使用できます。

なお、令和2年11月及び12月診療分は、令和3年2月末送付予定となっています。送付以前に確定申告を行う方は、領収書により医療費控除の手続きをしてください。

*後期高齢者医療制度の被保険者については、北海道後期高齢者医療広域連合より医療費通知が送付されます。令和2年1月~9月診療分を令和3年1月上旬に、令和2年10月~12月診療分を令和3年2月下旬に送付予定です。

※医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

問 市役所国保医療課[内線122~125]

新型コロナウイルス対策のタクシー利用券

使用期限は**3月31日**まで

令和2年6月中旬に、75歳以上の方がいる世帯へ郵送で交付したタクシー利用券(黄色の表紙のもの)の利用期限は、3月31日(木)までです。お忘れのないようご利用ください。

※運転免許を自主返納した方に交付されるタクシー利用券(水色の表紙のもの)は、交付日より2年間ご利用できます。両方の交付を受けた方については、期限が短いものを優先してご利用ください。

問 市役所保健福祉課高齢者・介護保険係
[内線156~159]

傷病手当金 適用期間の延長について

北斗市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者(給与等の支払いを受けている者に限る)で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の当該感染症が疑われる症状が現れ、療養のため労務に服することができなかつた方に傷病手当金を支給していますが、適用期間が延長されました。

●適用期間/令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間

*制度の詳細については、市公式ホームページをご覧ください。

問 市役所国保医療課[内線122~125]